# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成24年 6月21日現在

機関番号:10101

研究種目:若手研究(B)研究期間:2009~2010 課題番号:21730610

研究課題名(和文) 地域大学ガバナンスの動態の解明

研究課題名(英文) A Study on the Dynamism of University Governance in Region

# 研究代表者

光本 滋 (MITSUMOTO SHIGERU)

北海道大学・大学院教育学研究院・准教授

研究者番号: 10333585

研究成果の概要(和文):大学評価法制の解釈・運用の実態の解明、その下で展開されてきた国立大学および公立大学の評価の動向の把握、および、英国における改革の影響に関する現地調査を通じて、近年の大学ガバナンス改革の動態を解明した。さらに、大学ガバナンス改革の観点から重要性が指摘されるようになった大学職員の研修について、自主研修の奨励、教職協働の推進など、独自の方向を示すプログラムを開発・実施し、成果と課題を明らかにした。

研究成果の概要(英文): For the purpose of clarifying the dynamism of university governance, this study provides the following results of research; Grasp of the trend on interpretation and application of the university evaluation legislation, the evaluation of national universities and public universities, and execution of a field survey about actual condition of university reform in UK. Furthermore, we show that the result and issue of the original training program, it is said to be important these days, which leads to development of spontaneous training, and cooperation of the staff.

#### 交付決定額

(金額単位:円)

|         | 直接経費        | 間接経費     | 合 計         |
|---------|-------------|----------|-------------|
| 2009 年度 | 1, 200, 000 | 360, 000 | 1, 560, 000 |
| 2010年度  | 1, 200, 000 | 360, 000 | 1, 560, 000 |
| 年度      |             |          |             |
| 年度      |             |          |             |
| 年度      |             |          |             |
| 総計      | 2, 400, 000 | 720, 000 | 3, 120, 000 |

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:教育学・教育学

キーワード:大学ガバナンス、大学の自治、大学評価

# 1. 研究開始当初の背景

21世紀に入り、わが国では大学評価の法制化がすすめられ、大学と政府の関係の組み換え、設置者の評価による大学改革が進展する状況が生まれた。その実相をとらえ、理論化しようとする試みはアンケート調査などのかたちでいくつか行われている。

しかしながら、それらの調査は、項目や内

容が政策的な観点からつくられていたり、回答が組織の管理者または評価担当者によって行われていることに由来する制約ないし限界を持つことが多いものの、これらの点について必ずしも自覚的でない。

また、諸外国の改革動向についての紹介も、同じく政策や管理の視点の視点からのものが多く、実像を正確に伝えているとは言い難い面がある。

機関としての公式見解によってはすくいとることのできない実態把握、およびその分析と理論化による、大学ガバナンスの動態の解明が求められている。

その際、地域は重要なファクターである。 地域の存在が、政府と大学の関係、および大 学のガバナンスに及ぼす影響についての研 究もまた蓄積に乏しい。これらが研究開始当 初の背景となる。

## 2. 研究の目的

研究の目的は、大きくは大学ガバナンスの 変容の動態を解明することにある。そのため に、以下三つを解明すべき課題として設定し た

- (1)大学ガバナンスの前提条件をなす法制の解釈と運用の実態
- (2)大学評価の大学ガバナンスに対する影響 (3)個別事例の把握・分析し、それらを通じた 大学ガバナンスの動向および傾向

#### 3. 研究の方法

- (1)大学ガバナンスの語は比較的近年用いられるようになった。旧来から存在した概念との異同についての検討し、理論的課題を明らかにするために、大学の管理運営論、大学の自治論、および大学評価論に関する総括を行っ
- (2)大学評価の大学ガバナンスに対する影響については、国立大学と公立大学にわけ、それぞれの実態把握と動向の分析を行う。そのために、評価委員会(国立大学法人評価委員会、地方独立行政法人評価委員会)の評価に関する規定、評価結果、評価結果などの文書資料を用いて評価活動の実態を実証し、分析・批判する。
- (3)日本の大学ガバナンスの特質を浮き彫りにするための海外事例についての把握を行う。具体的には、1980年代以降、大学に対する補助金の政府機関への集中と評価政策との連動を展開してきた英国の動向に関するインタビュー調査を実施する。
- (4)なお、それぞれの課題は、つねに地域を視野に入れて行ってきたわけではない。とはいえ、大学法人の設立団体が地方自治体である場合(公立大学法人)の大学評価の大学ガバナンスに対する影響、および大学職員の研修の組織化については、特に地域を強く意識しながら研究をすすめた。

# 4. 研究成果

(1)大学ガバナンスに関しては、以下の理論・実践的研究を行った。

①戦後改革において志向された大学ガバナ ンスの具体的なあり方は、法制的には未確立 であったり、対立をはらむ部分を残していた。 それらを学内の管理運営の民主化、アクレデ ィテーションや相互協力による大学間の格 差の是正などにより実現することが、戦後改 革における大学の自治の理念を現実化する 過程であったといえる。しかしながら、政策 はこうした動きを支持するものとならず、逆 に、大学間の格差の固定や管理主義的な統制 を強めていった。これに対して、研究・教育 条件整備の必要を明らかにすることを目的 としてとりくまれた諸活動が日本における 大学評価の源流だといってよい。こうした活 動は大学団体や学協会のほか、教職員団体に よっても行われた。私立大学に対する国庫助 成の実現は、その成果が実を結んだものの一 つである。

一方、1990年代以降の制度化の過程で、大学評価は大学設置者が大学を管理するための手法としての性格を強めてきた。この意味で、今日の大学評価は構成員の参加や権利の拡大を追求してきたこれまでの大学自治の流れと対立関係に置かれるものとなって学自治の流れと対立関係を克服するためには、大学評価の主体と研究・教育等、大学の活動の今主体を一致させていくことが必要となる。今日、社会的な視点からの大学評価が求められていることは、大学ガバナンスも社会的な観点から見直されなければならないことを示している〔図書②〕。

②大学ガバナンス研究の一環として、ガバナンスの担い手として重要な位置にありながら、その役割についての研究蓄積に乏しかった大学職員(教育職員以外の職員)の研修の成果と課題についての検討を行った。

大学職員も大学ガバナンスの担い手であると考えるならば、その研修には、教育職員の研修と同様に、研修内容・方法の自主的決定の余地が求められる。同時に、他職種、特に教育職員との協同(教職協働)、個別大学や設置者別に分断されていない、大学の共通課題の検討(大学集団のガバナンスを視野に入れた研修だといえる)も必要になる。

このような内容をもつ研修を北海道地域において実現したいと考え、研究代表者らは、「大学職員セミナー」を企画・開催してきた。それは、2006~2008年度に公開講座として行われ、2009年からは北海道地区FD・SDコンソーシアムの事業として、研修の一環とされるようになった。同セミナーは、「教職協働」「自主研修」「大学・職種の違いを超えた共同」を基本コンセプトとしており、今日の大学が直面している問題との関わりで大学職員の位置と役割、研修の課題や職場の問題解

決の方向を探るものとなっている。

4年度目(2009年度)を終えた段階で、研 究代表者は、上記の基本コンセプトに関する 考察を行った。「教職協働」については、そ れがセミナーの共同開催にとどまらず、参加 者の各大学や職場における教職協働の内実 をつくることにつながることが重要である。 こうしたとりくみの経験をもちより、検討で きるような機会を組み込んでいくことが今 後の課題である。「自主研修」については、 大学の内外で多様なかたちで行われている 自主的な学習の積極面を評価し、それを各大 学・職場でも奨励するような方策を探ってい くことが必要である。研修の実態について調 査し、有給休暇や研修費を含む研修制度との 関わりを明らかにしていくことが、重要な課 題であることが確認された。対象を北海道内 の国公私立大学職員としてきたこととの関 係では、今後、立地条件やとりくむべき研 究・教育課題における共通の課題や共同の可 能性を探ることが重要となる。以上のような 課題についての考察を深めるために、今後の 調査研究の継続が必要である。

近年では、政策的にも大学職員の研修・能 力開発の必要が注目されている。大学をとり まく環境の変化、政策的要請を背景として、 近年は専門分野毎の研修と処遇の改善(1998 年大学審議会答申)、SD (スタッフ ディベロ ップメント、2008年中央教育審議会答申)な どが提起されている。これらはいずれも、管 理運営体制や業務分担の見直しなど、組織の 視点からの職員の能力開発論であり、前提と なる大学の理念や組織目標などについて、他 の大学構成員とともに探究、共有している とする視点に乏しい。政策動向とは異なる視 点から、職制の見直しや職場づくりなどのか たちで行われてきた大学ガバナンス改革の 理論・運動が、大学コンソーシアム事業にお ける職員研修や学会の創設などにつながっ てきたことについての経緯や理論的な関係 の解明が今後の課題である〔雑誌論文②〕。 (2) 大学評価の大学ガバナンスに対する影響

(2)大学評価の大学ガバナンスに対する影響 については、国立大学と公立大学にわけて研 究をすすめ、以下のような成果を得た。

①国立大学法人評価の動態については、第 1 期中期目標期間の国立大学法人評価が評価 委員会の実施要領が定めた評価の目的と評 価結果の利用に関する原則を逸脱している こと、こうした評価の実態は総務省の政策評 価の枠組みに規定されていることを明らか にした。

すなわち、国立大学法人制度は、国立大学を大臣の行政組織権の枠内にとどめ、中期目標期間終了時点における「検討」「所要の措置」、および総務省の2次評価を通じて統制する仕掛けとなっている。独立行政法人通則法に由来するこのような仕組みが、大学組織

の改廃等に直結しないよう、運用上の工夫を 行うというのが国立大学法人法の制定過程 における政府説明であったが、それは実際に は履行されていない。

国立大学法人評価は、第1期中期目標期間 においては、(i)総務省および文部科学省が 設定する改革の共通事項の実施状況の点検 という性格を強くもつものであった。加えて、 (ii)第2期目は、財務省および総務省の示す、 国立大学の再編、「機能別分化」の方向に従 い、文部科学省が策定した「組織及び業務全 般の見直し」を反映した中期目標・計画の進 捗状況の確認作業となる。そして、(iii)運営 費交付金のうち評価と結びつけられた部分 は、上記のような改革の実施状況が順調であ る場合の褒賞、または不調である場合の懲罰 としての機能を果たすものとされており、そ の一方で、(iv)文部科学大臣の権限である 「組織及び業務全般の見直し」は、評価結果 とは無関係に行われている。

このような国立大学法人の評価と資源配分の方式は、法人法が通則法の枠内にあることを示している。このことは、国立大学法人評価を活動の主体的な改善につながる評価にするために、国立大学法人の独立行政法人通則法の枠組みからの解放をあらためて課題としなければならないことを明らかにしている〔学会発表③〕。

②公立大学については、定款の作成経緯の検討に基づき、公立大学の再編・統合および法人化の過程の特徴を明らかにした。公立大学法人制度は、国立大学法人に比べてさまざまなバリエーションがあるが、その相違は、行政改革に端を発した大学の再編・統合、ガバナンスのドラスティックな改革を目論んだ組織運営および人事制度改革等と結びついてきた〔成果の一部を、公立大学協会 60 周年記念誌、2010 に収録〕。

これらと結びついて成立した評価制度に も、単一の評価制度をもつ国立大学とは異なる特徴がある。現状では、多くの公立大学法 人が、評価の負担を大きいと感じている。 た、目標および評価の基準は、広範に数値に されている。「効率化」なども散見される。 これらの目標を設定しているのは基本的に 大学(法人)自身であるが、評価委員会の指 により盛り込まれたケースもある。こう評価 だ状況がありながらも、現状では、法の意思 た状況がありながらも、現状では、 が公立大学と地方自治体(設立団体)の意思 疎通の機会として機能し、期待されている可 能性がある「学会発表②」。

同時に、選考するケースの検討からは、公立大学の法人評価においては、認証評価制度の活用が目標・評価のサイクルと結びついていない傾向があることが明らかになった。法人評価のプロセスは大学運営に対する地方自治体の恣意的な介入を防止するものとは

なっていない [学会発表③]。

(4) 英国における実態調査は、2010年11月に行った。5月に誕生した保守党・自由民主党連立政権は、中央から地方へ財源の移管と様々な部門の予算削減を5年間かけて行うことを表明(Comprehensive Spending Review)し、大学への影響も懸念される中、ジェレミーハイアム氏(リーズ大学教育学部長)、キースフォレスター氏(元リーズ大学上級講師)ら関係者に対するインタビューを行った。その結果、以下のような点が指摘された。大学ガバナンス改革の一側面をとらえた貴重な証言である。

①新政権の財政方針により、これまで中央政府の政策とは独立に展開してきた地方労働党による政策の実施が困難になる可能性がある。特に、学習障害や高齢者の問題などに関する社会的な支援が後退すること、公務員数の削減、業務の効率化への要請の影響は無視できない。

②大学への直接的な影響としては、ここ数年、インフレを考慮しないフラット予算が継続しており、毎年予算は目減りをしてきている。加えて、各省庁は、政府から 25%の予算削減を指示されており、学校や国民健康保健(NHS)を保護しようとすると、他部門は第一次のあおりを受けることになる。ビジネスでは在0%の削減が求められることになり、大学では、研究部門の予算を維持しようとすると教育部門では80%もの予算削減になる。人文・社会科学関連の学部学科では予算のほぼ全額が授業料により賄われることになる。

③政府から教育資金が得られないとなると、 大学は卒業後の学生から授業料を回収しな ければならなくなる。そのために、学生のエ ンプロイアビリティの向上が主題とされ、特 定の職業訓練ではなく分析力やコミュニケ ーション力などのスキルを身につけること、 大学が実際に何を提供できるのかを明らか にし、説明することを通じたマーケティン グ・プロモーションに関心が高まっている。 ④経済的余裕があるミドルクラスの出身者 が教育に投資して学位取得を目指す傾向は 強まる。一方、貧困層は在学中に授業料を払 う必要はないとはいえ、将来借金が生じるこ とへの心理的な負担から、大学進学を断念す るケースが増えるのではないかと見られる。 ただし、授業料の影響と進学動向については 他にもさまざまなファクターを考慮しなけ ればならないため予測は困難である。

⑤大学財政構造の変化は、学部学科の再編につながる可能性がある。さらに、新政権は学生数全体を縮減したいという意向のようである。

(5)近年の労働党政権下で行われてきた高等 教育の参加拡大 (widening participation) と基礎学位(foundation degree)の付与を 奨励する政策がもたした高等教育および進 学者への影響について、ミリアム ズーカス 氏(ロンドン大学バークベックカレッジ教 授)が 2009 年 3 月に北海道大学で行った国 際シンポジウムの報告を翻訳、出版した。

リーズ大学に続いて、ブリストル大学とレディング大学が生涯学習部門の閉鎖を決定したことは、1990年代終盤の労働党政権下における高等教育政策の展開により、生涯学習機会の提供を通じて社会的排除の克服に貢献してきた英国大学の役割が大きく変容しつつあることを示している〔図書①〕。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

#### 〔雑誌論文〕(計2件)

- ①<u>光本滋</u>、運用の実態にあらわれた国立大学 法人評価の問題、シリーズ大学評価を考える、 第3巻、pp. 19-37、2011、査読無
- ②<u>光本滋</u>、大学職員セミナーの到達点と課題、 生涯学習計画年報、第 12 号、pp. 18-24、2010、 査読無

### [学会発表](計3件)

①光本滋、公立大学評価の動向と問題点、大学評価学会、2012年3月11日、早稲田大学②光本滋、公立大学評価の全国的状況、大学評価学会、2011年3月12日、京都橘大学③光本滋、検証された国立大学法人評価制度の問題、2010年3月、東京国際大学

# [図書] (計2件)

- ①<u>光本滋</u>、他、大月書店、持続可能な包摂型 社会への生涯学習 政策と実践の日英韓比較 研究、2010、pp.212-228
- ②光本滋、他、大学教育出版、大学は変わる 一原点に戻って考える一、2010、pp.309-324

## [産業財産権]

- ○出願状況(計0件)
- ○取得状況(計0件)

〔その他〕 なし。

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

光本 滋(MITSUMOTO SHIGERU) 北海道大学・大学院教育学研究院・准教授 研究者番号:10333585